

令和8年6月5日 開 会
令和8年6月16日 閉 会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和8年第2回(6月)川南町議会定例会会期表〔12日間〕

目 次	月 日	曜	摘 要
第 1 日	6月5日	金	本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	6月6日	土	休会
第 3 日	6月7日	日	休会
第 4 日	6月8日	月	議案熟読
第 5 日	6月9日	火	本会議(一般質問 5名)
第 6 日	6月10日	水	本会議(議案質疑・委員会付託)常任委員会
第 7 日	6月11日	木	常任委員会
第 8 日	6月12日	金	常任委員会
第 9 日	6月13日	土	休会
第10日	6月14日	日	休会
第11日	6月15日	月	常任委員会
第12日	6月16日	火	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

第1号（ 6月5日 ）

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	5
報告第4号 令和7年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について	5
報告第5号 令和7年度川南町一般会計事故繰越し繰越計算書 について	6
報告第6号 令和7年度川南町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告につい	7
て	8
報告第7号 令和7年度川南町下水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告につ	8
いて	9
承認第5号～第7号 専決処分の承認を求めるについて	9
議案上程・提案理由説明(議案第26号～31号)	13
議案上程・提案理由説明(議案第32号)	14
議案上程・提案理由説明(同意第2号～第10号農業委員委員の任命について)	17
散 会	17

第2号（ 6月9日 ）

本日の会議に付した事件	18
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	19
開 議	20
一般質問	
1中瀬 修	20
2河野 禎明	31
3小嶋 貴子	40
4北原 輝隆	49
5荻原 敏朗	56
散 会	67

第3号（ 6月10日 ）

本日の会議に付した事件	68
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	69
開 議	70
議案質疑・委員会付託(議案第26号)	70
議案質疑・委員会付託(議案第27号)	71
議案質疑・委員会付託(議案第28号)	71
議案質疑・委員会付託(議案第29号)	71
議案質疑・委員会付託(議案第30号)	72
議案質疑・委員会付託(議案第31号)	73
議案質疑・委員会付託(議案第32号)	74
散 会	78

第4号（ 6月16日 ）

本日の会議に付した事件	79
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	80
開 議	81
委員長報告・討論・採決(議案第26号～第31号)	81
委員長報告・討論・採決(議案第32号)	86
議案上程・提案理由説明・議案質疑・採決(議案第33号)	88
採決(同意第2号～第10号 農業委員会委員の任命について)	89
議案上程・趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第3号)	91
議員派遣の件について	92
閉会中における議会広報編集特別委員会活動について	93
議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について	93
閉 会	

川南町告示第87号

令和8年第2回(6月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月2日

川南町長 宮崎 吉敏

- 1 期日 令和8年6月5日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(12名)

1番	小 嶋 貴 子	議員	2番	今 井 孝 一	議員
3番	中 瀬 修	議員	4番	金 丸 和 史	議員
5番	河 野 浩 一	議員	6番	北 原 輝 隆	議員
7番	江 藤 宗 武	議員	9番	永 友 美 智 子	議員
10番	河 野 禎 明	議員	11番	蓑 原 敏 朗	議員
12番	徳 弘 美 津 子	議員	13番	中 村 昭 人	議員

○ 不応招議員 なし

令和8年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和8年6月5日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和8年6月5日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について (河野禎明議員・蓑原敏朗議員) |
| 日程第4 | 報告第 4号 令和7年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第5 | 報告第 5号 令和7年度川南町一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第6 | 報告第 6号 令和7年度川南町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告について |
| 日程第7 | 報告第 7号 令和7年度川南町下水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告について |
| 日程第8 | 承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第9 | 承認第 6号 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第10 | 承認第 7号 専決処分の承認を求めるについて |
| 日程第11 | 議案第 26号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 27号 川南町地域活性化基金条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 28号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 29号 川南町火入れに関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 30号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 31号 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第 32号 令和8年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第18 | 同意第2号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 同意第3号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第20 | 同意第4号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 同意第5号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第22 | 同意第6号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 同意第7号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 同意第8号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第25 | 同意第9号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第26 | 同意第10号 農業委員会委員の任命について |

出席議員(12名)

1番 小 嶋 貴 子 議員	2番 今 井 孝 一 議員
3番 中 瀬 修 議員	4番 金 丸 和 史 議員
5番 河 野 浩 一 議員	6番 北 原 輝 隆 議員
7番 江 藤 宗 武 議員	9番 永 友 美 智 子 議員
10番 河 野 禎 明 議員	11番 蓑 原 敏 朗 議員
12番 徳 弘 美 津 子 議員	13番 中 村 昭 人 議員

欠席議員(0名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	小 牟 禮 洋 秋 君
教育長	平 野 博 康 君	会計管理者・ 会計課長	石 井 美 貴 君
総務課長	米 田 政 彦 君	まちづくり課長	甲 斐 玲 君
財政課長	大 塚 祥 一 君	税務課長	小 嶋 哲 也 君
町民健康課長	押 川 明 雄 君	福祉課長	稲 田 隆 志 君
環境課長	三 好 益 夫 君	産業推進課長	河 野 賢 二 君
農地課長	今 井 孝 洋 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	河 野 英 樹 君	教育課長	川 崎 紀 朗 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前 9 時00分開会

○議長（中村 昭人議員） ただいまから、令和8年第2回川南町議会定例会を開会します。

ここで、日程に先立ちまして、謹んで御報告申し上げます。去る5月27日、故岸本茂樹議員が急逝されました。誠に痛恨の極みでございます。ここに謹んで哀悼の意を表するものであります。そしてここで私より追悼の言葉を申し上げさせていただきます。

岸本議員は、昨年施行されました川南町議会議員選挙におかれまして、初当選を果たされ、以来、議員としての重責を担われながら、町政への熱い思いを胸に、町の発展と住民福祉の向上のため、真摯に活動してこられました。しかしながら、本年に入り体調を崩され、闘病を余儀なくされました。そのような中であっても、議員としての使命を果たそうと懸命に努力をされましたが、志半ばにして御逝去されましたことは、誠に痛惜の念に堪えません。私達は、岸本議員が常に町の課題に真摯に向かい、向き合われた姿勢と町の将来を思う熱意を決して忘れることはありません。その熱い志を受け継ぎ、よりよい川南町の実現に向けて力を尽くしていくことが、残された私達の責務であると考えております。ここに岸本議員の御功績に深く敬意を表しますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

謹んで故人の冥福をお祈りし、町議会議員一同を代表し、追悼の言葉といたします。

それではこれより、執行部並びに議員各位、全員で黙とうを捧げたいと思います。

皆様ご起立をお願いいたします。

黙祷

[黙 祷]

黙とうを終わります。御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いをいたします。

ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○町長（宮崎 吉敏君） 故岸本茂樹議員の御霊前に町民を代表して、謹んで哀悼の意をささげます。

岸本議員は昨年2月に住民投票により議会解散となった後の議員選挙で、激戦を終えて、町民の熱い期待を背に初当選を果たされました。これから本格的な御活躍をと誰もが期待を寄せていた矢先の突然の御逝去は、痛恨の極みであり、誠に残念でなりません。

岸本議員が地域に寄せられた熱き思いを胸に刻み、安らかな御冥福を心よりお祈り申し上げます。

続いて、台風6号の被害状況について御報告いたします。

まず、人的被害ですが、現在までに報告は受けておりません。

避難者はピーク時には9名いらっしゃいましたが、翌日6月3日午前5時までには避難者全員が自宅に戻られました。

次に、農作物の被害ですが、生産物に関する被害が数件、農業用施設に関する被害が十数件確認されております。

最後に、施設等の被害ですが、大きなものとして、町道法面崩落が1カ所、学校や公園などでの倒木、漁協周辺施設の屋根の破損が確認されています。

町民の皆様も、町民の安全安心な生活を一刻も早く取り戻すべく、適切に対応してまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 日程第1「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄につきましては、お手元にお配りしてあるとおりであります。

なお、定期監査の結果並びに例月現金出納検査の結果についての報告は、配付してあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの12日間にしたいと思います。

これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から16日までの12日間に決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野禎明議員、蓑原敏朗議員を指名します。

日程第4「報告第4号令和7年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 報告第4号は、地方自治法第213条の規定に基づき、令和7年度川南町一般会計予算において、繰越明許費を計上しました。デジタル基盤改革事業他9事業につきまして、翌年度への繰越額が令和7年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書のお

り確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） 報告第4号について質問をいたします。

失礼いたしました。

別の議案でございました。

○議長（中村 昭人議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第5「報告第5号令和7年度川南町一般会計事故繰越し繰越計算書」についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 報告第5号は、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定に基づき、令和7年度川南町一般会計予算において、事故繰越しをすることとなりました。

重度心身障害者医療費助成事業返還金について、つきまして、翌年度へ繰越額が令和7年度川南町一般会計事故繰越し繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する、同令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） 先ほど失礼いたしました。

事故繰越し繰越計算書の内容について御質問をいたします。返還先との調整に時間を要したということですが、この返還先ということの御説明をお願いしたいと思います。もう一点時間を要した理由ですね、なぜそこまで時間が必要だったのか、2点について御質問いたします。

○福祉課長（稲田 隆志君） ただいま御質疑のありました2点について御説明いたします。

令和7年12月議会定例会における議案第70号で、障害福祉管理事業県支出金返還金の予算

案を可決していただき、速やかに返還手続きの調整を開始いたしました。しかしながら重度心身障害者医療費助成事業返還金については、返還金額の確定根拠や、過年度にさかのぼる会計処理の手続きに関し、県との協議、精査に不測の日数を要したことから、年度内の返還確定及びそれに伴う予算措置、歳入歳出の清算手続きを完了することが困難となったため、今回報告するものでございます、以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 御説明がありましたけども、今説明された過年度のこととか、いろんなことについては予想されるべきものだったのか、全く予想できなかったのか、予想されるものであれば、事故繰越しではなくて繰越明許費等の対応もあったのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○福祉課長（稲田 隆志君） この件についてはですね。金額の確定というのがまず時間を要したという部分と、あと県の予算措置が必要ですので、そのあたりの手続きでどうしてもその時間が、令和7年度内に完了する見込みでは、うちの方としては考えはあったんですけども、どうしても県の予算も必要になりますので、そのあたりでなかなか調整がギリギリまでやったんですけど、うまくできなかったということで今回事故繰越しということで挙げさせていただいております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第6「報告第6号令和7年度川南町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告について」を議題とします。

朗読は省略します。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 報告第6号は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和7年度水道事業会計予算繰越計算書のとおり、下原地区配水管布設替工事外6事業について、令和8年度に繰り越して使用することとしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） ただいまの説明を受けまして、財源関係に関する質問になるか

と思いますけども、繰り越しというので、翌年度の財源計画に影響すると思いますが、そこいかがお考えでしょうか。2点目、関連で企業債の発行計画も必要ではないかと思うんですけれども、そちらの方はいかがお考えでしょうか。3点目、繰越が発生した場合の翌年度の工程表の作成等についてはどのようにお考えでしょうか。3点御質問いたします。

○上下水道課長（河野 英樹君） 北原議員の御質疑にお答えします。

まず財源につきましてでございますが、財源につきましては、こちら画面に表示されておりますとおり、この支払いの財源につきましては、損益勘定留保資金等で対応するものでございます。加えまして企業債発行につきましてでございますが、今回この繰越しをすることに当たっての企業債発行は考えておりません。と申しますのは、3月定例会そのときに、当初予算等で今年度の予算を計上しておりますので、今回この議案で報告させていただいておりますのは、繰越しますということを公営企業法に基づいて報告させていただいているものでございます。新たな企業債発行は予定しておりません。

加えて、3点目の事業の工程につきましてでございますが、北原議員が懸念されますとおり、一方では、令和8年度の新規事業も行われなければなりません、なのでまずは7年度の事業を繰越したものを早期に完了させつつ、一方では8年度の事業も計画しておりますので、早期に着手し、可能な限り8年度に終わらせるようですね、独自の工程表を作成し課内で共有すると同時に、現在役場全庁挙げましてですね、こういう事業化のですね工程会議が新たに今度行われますので、全庁挙げてですね、遅れないように、また現在の中東情勢等ですね、繰越したところにも書いてありますけど部品が入ってこないとか、諸々影響がっておりますので、その辺の情勢等も見ながらですね、適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第7「報告第7号令和7年度川南町下水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告について」を議題とします。

朗読は省略します。

本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 報告第7号は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和7年度下水道事業会計予算繰越計算書のとおり、新茶屋マンホールポンプ場汚水ポンプ更新工事について、令和8年度に繰越して使用することとしましたので、同条第3項の規定に

より報告するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第8「承認第5号専決処分の承認を求めるについて」、日程第9「承認第6号専決処分の承認を求めるについて」、日程第10「承認第7号専決処分の承認を求めるについて」以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 承認第5号から承認第7号につきましては、令和8年5月25日、5月27日に専決処分いたしました3件の和解につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の和解は、いずれも川南町文化ホール施設の使用許可の取消しにより、相手方に生じた損失を町が補償するにあたり、当該補償のほか、町及び相手方の間に何らの債権債務がないことを相互に確認するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑、討論及び採決を行います。

質疑、討論及び採決は議案ごとに行います。

承認第5号専決処分の承認を求めるについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで承認第5号の質疑を終わります。

承認第5号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

承認第6号専決処分の承認を求めるについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） 承認第6号専決処分の承認を求めるについて質問いたします。

和解の相手方が、先ほどの承認第5号では宮崎県民謡会会長と明確になっておりましたが、承認第6号におきましては、高鍋町内事業者ということで伏せておりますけれども、これは公開できないものなのでしょうか。

○教育課長（川崎 紀朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

承認第5号と6号の違いと申しますか、その辺りなんですけれども、こちらの民謡会の方は団体ということになっております。あとですね、このあとの6号と7号が事業者という形になっているんですけれども、こちらについては、個人の方が借りられているということでですね。個人名ということで、プライバシー等を配慮して今回伏せているという形でございます。以上です。

○議長（中村 昭人議員） 他に質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗議員） 専決第9号についてお尋ねいたします。

他の2件に比べてちょっと金額がちょっと桁違いというんですか、のような気がするんですけど、内容はこういったことなんだろうかな。金額の多寡で判断するものではないと思うんですけど、わかりましたら教えてください。

○教育課長（川崎 紀朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まずちょっと前提としてですね、お話させていただきますが、今回の補償金は、いわゆる違法行為に伴う損害賠償金という類ではなく、施設の管理上必要な施設使用許可の取消し処分に伴い、相手方に発生した損失を補償するというものになっております。それでですね、今回の100万程度ということで金額が多いということなんですけれども、他のものとの違いはですね、こちらについてはあまり細かく言うとあれなんですけど、カラオケのですねイベントというふうになっておりまして、チケット販売、いわゆる他の方にチケットを手売りで販売してですね、またそれに伴って今回キャンセルが発生したということで、返金等を行わないといけなかったりであるとか。当然イベンターさんに委託していた分のキャンセル料が発生したりであるとかそういったものがですね、他のものについては、内輪だけの行事とい

うかですね、そういったもので、そういった金額が差がついております。

こちらの金額の算定についてはですね、実際各団体とお会いいたしまして実際に支払った領収書の確認を行っております。また実際領収書のないものも実際にはあるんですけども、例えば、返金のために通った旅費であるとかですね、そういったものっていうのは、ちょっと領収書とかはないんですけども、通ったキロ数とかですね、回数とか、そういうのを聞き取りで聞きまして、それである程度金額をですね、社会通念上支障のない一般的な金額と申しますか、そういったものを掛けまして金額を算定したという形ではあります。また先ほど、損害賠償ではありませんよというお話をしたんですけども、今回の算定にあたって、実質的な損失額のみで慰謝料というようなものは今回の金額に一切入っていないということでございます。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗議員） いうことは相手の言いなりでなくて、裏証拠等も十分確認されたという理解でよろしいんですね。

○議長（中村 昭人議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで承認第6号の質疑を終わります。

承認第6号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

承認第7号専決処分の承認を求めるについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） 専決処分が承認第5、第6、第7と上がっているんですけども、3件ほど上がっておりますが、文化ホール等の利用者についてはまだ多いんではないかなと思うんですけど、その他にはなかったのか、上がってきたからここに出ているとは思う

んですけども、その他にもたくさんの利用者がおるので、そこら辺の周知等ですね、そういうところはしっかりした上でこの3件ということだったんでしょうか。

○教育課長（川崎 紀朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

このですね先ほど来説明しました使用許可の取消し処分によって発生したものであるということなんですけれども、使用許可の取消し処分通知をですね、今年の4月1日に行っております。なので、この3件についてはですね、一番近いところだと、4月1日のその週末の行事であったり、その次の週とその後とかですね、4月中がほとんどでですね、逆に言うとそれから先もですね、当然キャンセルを入れた案件はあるんですけども、既にかけていた費用等もないものだとは思われるんですが、特段それからですね、そういったお話は受けてないということで、この3件のみこういった御相談を受けたということでございます。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 今お話あったように、この3件が早々と言ったらあれなんですけれども、損失補償について上がってきたと、今後もし上がってくる可能性があるということについてはどのように対応されますか。

○教育課長（川崎 紀朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

可能性としてはですね、当然ある話だとは思われます。こちらの損失の補償というのは相手方の権利でありますので、権利を執行するかどうかというのは、相手さんに委ねられるところでありますので、当然そのような申し出があった場合、その申し出が適切であるかどうか確認をいたしまして、対応するか判断をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで承認第7号の質疑を終わります。

承認第7号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11「議案第26号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第12「議案第27号川南町地域活性化基金条例の一部改正について」、日程第13「議案第28号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第14「議案第29号川南町火入れに関する条例の一部改正について」、日程第15「議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、日程第16「議案第31号川南町介護保険条例の一部改正について」、以上6議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本6議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第26号は、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付実施に伴い、個人番号カードとして機能する特定在留カード等を追加する改正を行うものでございます。あわせて、電気通信事業法の一部改正により、条項ずれが生じたため、これを措置する改正を行うものでございます。

次に、議案第27号は、第1条に規定する基金の設置目的につきまして、施設の整備及び維持管理に限定せず、地域活性化に資する事業にも充てることができるよう改正するものでございます。改正の理由は、川南町地域活性化基金は、町全体の活性化を目的として設置した川南町地域活性化拠点施設によって生み出された益金を積立の原資としていることから、その用途につきまして、地域活性化に資する事業に広く活用することが適当であるためです。

次に、議案第28号は、国民健康保険税の医療分の所得割額を100分の8.21に、均等割額を4万9000円に、後期高齢者支援分の均等割額を1万7000円にそれぞれ引き上げるものでございます。国民健康保険事業は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、第3期宮崎県国民健康保険運営方針にて、将来的に県内同一の算定方式や税率にすることを目指しています。本町においては、算定方式について、令和9年度から2方式を3方式に変更することを見据えて県が示す標準税率をもとに税率を引き上げるものでございます。

次に、議案第29号は、火入れの許可申請手続き及び許可の対象期間の見直し、並びに火入れを中止すべき警報等の追加を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第30号は、「国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に準拠し、本町における保育環境の充実と円滑な施設運営を維持するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第31号は、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引き上げを受け、介護保険法施行令の一部が改正されたことに鑑み、令和8年度の介護保険料の算定において、国の方針に基づき、適切な減免処置を講じるため、特例規定を設けるもの

でございます。

以上6議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 補足説明があれば、これを許します。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第29号につきまして、その補足説明を申し上げます。

川南町火入れに関する条例において、火入れ許可の申請は、実施日の7日前まで、許可の対象期間は7日以内となっておりますが、地域で火入れを行う場合には、予備日として翌週を設定していることが多く、降雨や強風、乾燥、又は林野火災注意報など、火入れ実施者に起因しない要因で火入れを延期するときに再度火入れ許可の申請をする必要が生じていました。このような実情に対応し、適切な運用を図るため、許可の申請期間を4日前までに、許可の対象期間を15日以内に改正するものです。

以上で補足説明を終わります。

○福祉課長（稲田 隆志君） 議案第30号につきまして、その補足説明を申し上げます。

第1条につきましては、児童の発達支援に関する専門的知見を柔軟に取り入れるため、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1人に限り保育士とみなして配置できるよう、川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係する規定を改正するものです。

第2条につきましては、令和6年6月の一部改正において、見直した職員配置基準について、当分の間は、見直し前の職員配置基準によることができるよう、経過措置を設けましたが、職員配置の改善の状況等を踏まえ、国の基準が、当該経過措置を満3歳児については、令和10年3月31日まで、満4歳以上児については、引き続いて当分の間とするものとされたことから、本町においても国の基準に準拠し、所要の改正を行うものです。

次に、議案第31号につきまして、その補足説明を申し上げます。

一つの例としまして、令和7年度の給与収入が90万円で、住民税非課税だった方が、令和8年度に給与収入が100万円となった場合について申し上げます。

令和8年度の介護保険料の判定では、通常であれば住民税課税と判定されますが、今回の改正案を適用することにより、前年度と同様に、住民税非課税相当として判定し、前年度の介護保険料の所得段階まで減免を行うものとなります。

なお、この減免措置は、令和8年度限りであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第17「議案第32号令和8年度川南町一般会計補正予算第1号について」を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第32号は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6706万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億4406万9000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から主なものについて御説明いたします。

県支出金は1億7374万9000円の増額で、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金などであります。

繰入金は1402万円の増額で、財政調整基金繰入金であります。

諸収入は200万円の減額で、文化ホール施設の一部使用制限に伴い、宮崎県農業果汁株式会社とのネーミングライツ契約を解消したことによるものであります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

総務費は693万7000円の増額で、川南未来デザイン業務委託料及びLGWAN接続ルーター賃借料です。

農林水産費は1億7374万9000円の増額で、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金が主なものであります。

教育費は1432万7000円の減額で、文化ホール舞台吊物設備改修業務委託料など2083万7000円を減額し、新たに文化ホール・図書館耐力度調査委託料550万円を計上することが主なものであります。

次に、第2表は、先ほど御説明いたしました畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金につきましては、令和9年度までの事業となっていることから、債務負担行為を行うものであります。

次に、第3表は、充当を予定していた文化ホール関連工事等を取り止めることによる減額です。

以上、補足説明のあるものにつきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 補足説明があれば、これを許します。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 議案第32号のまちづくり課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。16、17ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費、都市計画・都市開発計画422万5000円は、町民との意見交換やワークショップ等を通して、今後の「かわみなみの未来」をデザインするための業務委託料及びワークショップ参加者の報償費です。

これまで計画してきた立地適正化計画、地域再生計画、都市再生整備計画との整合性を図りながら、これからのまちづくりにおいてどのように面的な整備を進めていくのか、どのよ

うな施設があれば生活利便性が向上するのか、川南としてのまちの価値をどのように高めるのかを、町民と情報共有しながら進めていきたいと考えています。

以上でまちづくり課関連の補足説明を終わります。

○総務課長（米田 政彦君） 議案第32号の総務課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

16、17ページをお願いします。

2 款 1 項 9 目電子計算費、13節使用料及び賃借料、LGWAN接続ルーター賃借料271万2000円は、事業者からの未請求による令和7年度分の賃借料116万2260円と令和8年度予算未計上分154万9680円を合わせて計上するものです。

以上で、総務課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第32号の産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

6 ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正、1 追加の畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金、1 億4566万8000円は、株式会社Passione（パッショーネ）が、肉用系のウインドレス鶏舎4棟を令和8年度及び9年度に建設するため補正するものです。

16、17ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費、18節負担金補助及び交付金1196万3000円のうち、世代交代円滑化補助金546万3000円は、将来の事業継承を円滑に行うための補助金で、乳用牛を8頭導入するものです。スマート農業・農業支援サービス事業導入補助金650万円は、スマート農業機械の導入による受託作業時間の短縮と受託面積を拡大するために、高性能トラクターを導入するための補助金です。

18、19ページをお願いします。

6 款 1 項 6 目畜産業費、18節負担金補助及び交付金1 億6178万6000円は、債務負担行為補正で申し上げたとおり、株式会社Passione（パッショーネ）が畜産クラスター事業を利用して、肉用系のウインドレス鶏舎及び付帯施設、管理棟を整備するものです。

以上で、産業推進課関係の補足説明を終わります。

○教育課長（川崎 紀朗君） 議案第32号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

18、19ページをお願いします。

10款4項2目文化施設費、1482万7000円の減額は、文化ホールの客席天井耐震診断結果不良により、舞台及びホールの使用ができなくなったことによるものです。

会場使用料51万円の増額は、川南歌声あふれるまちづくり事業のコンサートについて、舞台及びホールが使用できないことにより、必要となる代替会場の使用料です。

外壁改修工事調査設計業務委託料、文化ホール特定天井改修工事実施設計業務委託料及び文化ホール舞台吊物設備改修業務委託料は、今後、施設の改修計画の概要が決定するまで、執行を見合わせるため、それぞれ減額するものです。

文化ホール・図書館耐力度調査委託料550万円の増額は、文化ホールの特定天井の改修費のみで2億円を超え、また文化ホール及び図書館について、建設当初からの雨漏りにより、建物躯体が耐力機能の低下の恐れがあるため、文化ホール及び図書館について、耐力度及び劣化度調査を行い、現時点での建物本体と設備等の劣化状況を正確に把握し、今後の改修計画を立てることで効率的な施設改修を行うためのものです。

○議長（中村 昭人議員） 以上で教育課関連の補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第18「同意第2号農業委員会委員の任命について」、日程第19「同意第3号農業委員会委員の任命について」、日程第20「同意第4号農業委員会委員の任命について」、日程第21「同意第5号農業委員会委員の任命について」、日程第22「同意第6号農業委員会委員の任命について」、日程第23「同意第7号農業委員会委員の任命について」、日程第24「同意第8号農業委員会委員の任命について」、日程第25「同意第9号農業委員会委員の任命について」、日程第26「同意第10号農業委員会委員の任命について」、本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 同意第2号から同意第10号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が令和8年7月31日をもって満了となるため、農業委員会の委員と定数条例に基づき、9名を後任の委員として任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の候補者9名につきましては、委員と選考委員会において選考いたしました。いずれの方も法律等に定められている選任要件を満たしており、農業委員会の所掌に関わる事項に関し、その職務を適切に行うことができる方でございます。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆様お疲れ様でした。

午前10時02分終了

.....